

令和6年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行ってまいりました。令和6年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 積算疑義申立制度の試行導入について

本市が発注する制限付一般競争入札について、開札後に積算疑義が生じた場合に積算疑義を解消したうえで契約を締結するために、落札決定前に金入り設計書（設計書鏡、総括情報表、積算内訳書）の閲覧と積算疑義の申立ができる積算疑義申立制度を試行導入します。

1 対象案件

制限付一般競争入札（総合評価落札方式を含む）のうち土木工事、ほ装工事

2 積算疑義申立制度について

(1) 金入り設計書の閲覧及び積算疑義申立ができる者

入札に参加した者

(2) 金入り設計書の閲覧請求

開札日の午後4時から開札日より起算して3日目（市の休日を除く）の正午までに、工事担当課に金入り設計書閲覧申請書及び当該案件の保留通知書の写しを提出することにより、金入り設計書を閲覧することができます。

(3) 積算疑義申立

金入り設計書を閲覧しなければ判明しない積算疑義があった場合、開札日の午後4時から開札日より起算して3日目（市の休日を除く）の正午までに、本市の指定するメールアドレス宛に積算疑義申立書と積算疑義申立の内容を具体的に示す資料を提出することにより、申立をすることができます。なお、メール送付後には必ず契約課まで電話にて到達の確認を行ってください。

(4) 申立に対する確認結果の取扱い

積算疑義の申立があったときは、積算内容を確認し、確認結果を本市ホームページにて回答します。積算内容に誤りがあり落札候補者に変更が生じる等重大な誤りであった場合には、その入札を中止します。

II 標準発注条件について

制限付一般競争入札における、工事規模によって設定する平均実績要件について標準的な発注条件の考え方を入札手続きの透明性の観点から下記のとおり示します。

工事規模に応じて、表中の標準条件を基準に発注を行います。

発注金額	標準条件※
8,000万円以上～1億5,000万円未満	8,000万円以上
5,000万円以上～8,000万円未満	5,000万円以上
3,000万円以上～5,000万円未満	3,000万円以上
1,000万円以上～3,000万円未満	1,000万円以上

※ 当該年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書において、各公告において定める工事業種の完成工事高の2年平均又は3年平均の実績額をいう。

III 入札結果の公表について

より公正で適正な入札事務を行うため、下記のとおり変更します。

	現行	改正後
入札結果の公表	落札者がいない場合は入札の結果は公表しない。	落札者がいない場合で、不落随意契約により契約を締結した場合に限り、入札結果を公表します。

IV 電子契約・電子保証の試行導入について(再掲)

本市の契約手続のデジタル化を推進し、市と契約相手方双方の業務の効率化と利便性を図るため、令和5年12月20日以降に契約課から発注する「建設工事」及び「建設関連コンサルタント業務」について電子契約及び電子保証を試行導入しています。

<電子契約>

(1) 電子契約について

従来の紙による契約書に押印する契約締結に代わって、クラウド上で電子データに電子署名を付与することにより契約を締結する手法です。

(2) 利用する主なメリット

- ・ 契約書の製本や押印の作業、書面での管理が不要となります。
- ・ 契約書の受取、提出のために来庁する必要がなくなります。
- ・ 電子契約には印紙税が課されないため、契約書に貼付する収入印紙が不要となります。

<電子保証>

(1) 電子保証について

国の運用に準じ、契約の保証及び前払金（中間前払金を含む。）の保証に係る保証証書等の電子による取扱いを認めるものです。

(2) 対象の保証証書等

① 契約の保証

- ・ 保証事業会社（西日本建設業保証㈱等）による契約保証証書
- ・ 保険会社による履行保証保険証書又は公共工事履行保証証券（履行ボンド）

② 前払金（中間前払金を含む。）の保証

- ・ 保証事業会社による前払金保証証書

具体的な手続きについては、本市のホームページをご確認ください。

V 適用時期

I～Ⅲの改正は令和6年4月1日以降に指名又は公告する案件より適用します。Ⅳの改正については令和5年12月20日以降に指名又は公告する案件から適用済みです。